

月例給・一時金(ボーナス)ともに4年連続引き上げ

平均給与月額 官民較差 15,014円(3.62%)

解消のため初任給の大幅な引き上げとともに再任用職員を含む全俸給を引き上げ改定

一時金(ボーナス)0.05月引き上げ 現行4.60月→4.65月へ

12月期の期末・勤勉手当に均等配分

人事院は8月7日、国会と内閣に対し、国家公務員の給与等について、4年連続となる月例給と一時金の引き上げや、職務・職責を重視した新たな給与体系の構築等について勧告した。主な内容は以下のとおり。

月例給 官民較差:15,014円(3.62%)

・採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引き上げ

【総合職(大卒)】242,000円+12,000円

【一般職(大卒)】232,000円+12,000円

【一般職(高卒)】200,300円+12,300円

・若年層に重点を置きつつ、**全年齢層の職員について昨年を大幅に上回る引き上げ改定**

官民給与の比較方法の見直し

行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争をふまえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較

- 比較対象企業を「50人以上」から「**100人以上**」に引き上げ。
- 本府省職員との対応関係を東京23区・本店の企業規模「500人以上」から「1,000人以上」に引上げ。
- 2025年は見直し後の方法で比較。

一時金(ボーナス) 4.60月→4.65月

年間支給月数を0.05月分引上げ、**4.65月分に改定**(現行4.60月分)。民間の支給状況等をふまえ、期末手当および勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分。

実施時期は2025年4月1日。

	6月期	12月期
2025 期末手当	1.25月支給済	1.275月(+0.025)
勤勉手当	1.05月支給済	1.075月(+0.025)
2026 以降	1.2625月 勤勉手当 1.0625月	1.2625月 1.0625月

在級期間表の廃止

職務級の原則のもと、職務・職責に見合った給与処遇が確保できるよう、在級期間に係る制度を廃止。

市教組 大阪市人事委員会の勧告に向けても精力的に取り組みをすすめる!